

要保存



学校いじめ防止基本方針

大磯町立国府中学校

令和5年5月改訂版

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 国府中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

- ・いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身心に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにすること、そしていじめが身心に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、互いの存在を認め合う居場所づくりと心が通う絆づくりにつながる学級・集団形成等、いじめ防止等のための対策を行います。
- ・また、家庭や地域、関係機関等との連携を大切にし、生徒が多くの人と関わりながら見守られるよう、学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

- ・国府中学校の生徒は、いじめを行ってははいけません。

(3) 学校及び職員の責務

- ・いじめやいじめの認知をしながら放置することがないように努め、すべての生徒が安心して学習などの活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他の関係者との連携をはかりながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめとその疑いのある事案に対して、適切かつ迅速に対処し、防止と解決に努めます。

2. いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動するなど、いじめ防止に資する生徒の活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、いじめの態様や特質等について職員会議及び校内研修会等を通して全職員が共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さずに見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・道徳教育、人権教育、性教育等の観点から、心身の発達に合わせ、他者の尊重や異性、同性とのより良い人間関係の構築について、学年集会や各クラスの授業等で指導を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の日常の言動を注意深く見守るとともに、生徒との良好な信頼関係の構築に努めます。
- ・いじめを早期に発見するために、定期的な調査や教育相談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめと疑われる情報等を見逃さずに適切かつ迅速に対応するために、次のことを実施します。
 - ・学校生活アンケート調査（学期に1回、年間3回）
 - ・教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聴き取り調査（年間3回（7月、12月、3月））
 - ・いじめ認知集計表を利用した、職員による日常的な観察
 - ・関係職員が集まり、いじめの状況についての情報把握と共有、記録の作成

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談をしやすいよう、相談体制を次のとおりとします。
 - ・担任や学年職員、養護教諭や教育相談コーディネーター等、職員が対応する相談
 - ・スクールカウンセラー及び心の教室相談員が対応する相談
 - ※教育相談コーディネーターが相談予約の窓口となります。
 - ・コッルーム（カウンセリングルーム）の積極的な活用
- ・相談や通報のあった事案は、週1回の「連携会議」（校長、教頭、各学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導主事）により情報を共有し、その内容は全職員にも知らせます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・昼休みや休憩時間等において、生徒の状況把握のための校内巡回に努めます。

（3）いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめるよう指導します。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、丁寧な聞き取りを行ってすみやかに事実を確認し、詳細の記録を作成します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、すみやかに当該生徒の保護者に報告します。また、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習できるように、保護者と連携を図りながら、必要に応じていじめた生徒に対して適切な措置を講じます。
- ・すべての生徒に対して、いじめを自分の問題としてとらえさせ、いじめがあった場合に職員や保護者等に知らせるように促し、いじめがなくなるよう指導します。
- ・いじめをはやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為もいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、大磯町教育委員会及び学校と警察の相互連携協定に基づき、所轄警察署等と連携して対処します。
- ・生徒が安心して過ごせるよう、職員が協力して、授業中や活動中の生徒の様子を注意深く見守るとともに、必要に応じて声をかけながら細やかに支援します。
- ・教室内の机の配置を考慮し、距離的、視覚的に生徒の負担にならないようにします。
- ・新たないじめが起きないように、教室を移動する際や休み時間等のあらゆる場面の様子に気を配ります。職員全体で常に課題を共有し、職員が目が常に届くように努めます。

（4）インターネット上のいじめの対応

- ・情報が急速に広がること、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、学級活動、各授業、講演会や情報モラル研修会等を活用して、必要な啓発活動を行います。

（5）性的ないじめ事案の対応

- ・道徳教育、人権教育、性教育等の多方面から「相手の気持ちを大切にすること」や「プライベートゾーン」について指導をし、思春期の身体的な成熟に伴い、異性への興味や関心が高まる時期であることや男女交際をする生徒も少なくない時期であることにもふれつつ、未熟さから強引に自分の思いを押しついたり束縛したりすることのないよう、一人ひとりの思いやお互いの人権を大切にしていよいよ良い人間関係を築くことの大切さを、日頃から伝えていきます。
- ・性的ないじめ事案を認知した際には、個別の状況を鑑みながら次の対応を行います。

- ・被害を受けた生徒本人や関係生徒からの情報を得て、すみやかな聴き取り調査と事実の確認
- ・当該生徒に丁寧に話し、聴き取り内容を報告することについての確認と保護者への速やかな連絡
- ・スクールカウンセラー等との連携による、当該生徒に対する継続した心理的ケア及び支援
- ・職員による、授業内や授業以外の場面の様子の注意深い見守りの実施
- ・好意の有無や互いの関係にかかわらず、相手の意思に反して性的な行為等を行うことは犯罪であり許されないこと、二度とそのような行為を繰り返してはならないことについて、加害生徒への継続した指導

3. 「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめやいじめと疑われる事案が生じた場合やいじめの相談・連絡があった場合は、「いじめ対策委員会」により緊急に会議を開催します。

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任・学年職員、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭 等

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者（スクールソーシャルワーカー・大磯町教育委員会指導主事 等）の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 内容

- ・いじめに関する相談、連絡への対応（保護者への連絡、本人の様子の確認 等）
- ・いじめの判断と情報収集、関係生徒等への丁寧な聞き取りによる事実の確認と状況把握、記録の作成、対応の検討
- ・大磯町教育委員会への報告及び「いじめ認知報告書」の提出

4. 重大事態への対処・「いじめ対策特別委員会」の設置

- ・いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている等の疑いがある場合、また生徒やその保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。
- ・学校は直ちに大磯町教育委員会に報告し、大磯町教育委員会は大磯町長に報告します。
- ・大磯町教育委員会と協議の上、「いじめ対策特別委員会」を設置して調査を行います。

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任・学年職員、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、大磯町教育委員会指導主事 等

※ 事案内容により構成員については大磯町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 内容

- ・発生したいじめ重大事態事案に関する調査と記録の作成、大磯町教育委員会への調査結果の報告
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供と説明
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付

5. その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの早期発見に関する取組みに関すること」「いじめの再発を防止するための取組みに関すること」を学校評価項目に加え、自校の取組みを適正に評価し、取組の改善につなげます。